

見附市教育委員会告示第12号

見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱（平成29年見附市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(4) 子ども子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する事業所

(5) 認可外保育施設のうち企業主導型保育施設

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(補助金の額等)

第5条 市は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10を上限として補助することができる。ただし、前条第2号に規定する経費については、新たに事業を開始する第2条に定める交付対象者1か所に対し1台を限度とし、5万円を上限とする。

別記第1号様式中「第5条」を「第6条」に改め、別記第2号様式中「第6条」を「第7条」に改め、別記第3号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の規定は、令和5年1月1日から適用する。